QUICKは「アジア特Q便」と題し、アジアの専門家による独自の視点をニュース形式で配信しています。今回は、日本総合研究所理事の呉軍華氏が3月20日に閉幕した全国人民代表大会(全人代、国会に相当)後の中国の行方を分析します。(本稿は3月20日執筆)

全人代は憲法上中国の最高権力機関であるが、実際は共産党中央の決定事項に法的なお 墨付きを与える役割しか果たしていなかったために、長い間、ゴム印と揶揄されてきた。 これもあって、全人代よりもその前に開かれる共産党大会の方がより注目されてきた。し かし、今年の全人代はちょっと違う。日本を含め、世界的に注目の的になっていた。

改めて強調するまでもないが、国家主席と副主席の任期撤廃をはじめとする大がかりな 憲法改正が全人代の開幕8日前というタイミングで突如、党中央委員会の提案という形で アナウンスされたからであった。

国家主席の任期撤廃が終身制の復活と連想され、このままでは中国が個人独裁に象徴される毛沢東時代に戻るのではないかとの懸念が高い。むろん、その可能性はある。しかし、本稿では、筆者はあえて別の可能性を提起して考えてみたい。個人独裁とは正反対に、中国が法治(rule by law)という形式的法治主義を経て、法の支配(rule of law)という実質的法治主義に向かう可能性である。

習近平国家主席をヘッドとする一極体制が実質的に構築されている今のような状況のもとで、中国がなお実質的な法治主義、つまり民主化に向かう可能性はあるかと疑問視されるかもしれない。しかし、中国を含めて各国の歴史を振り返れば、物事が極端なレベルに進んだ場合、その反動が突然起きて一気に逆のコースに入ってしまうことがしばしば起きていたことがわかる。

むろん、これだけを根拠に中国が民主化に向かう可能性を検討しようとしているわけではない。今度の全人代で可決した一連の改正によって、形式的法治国家としての骨格が中国でほぼできあがったことも大きな要因になっている。

習近平国家主席について、第二の毛沢東を目指しているのではないかとの説がよく聞か される。確かに、その統治手法をみると、毛沢東時代を彷彿とさせられることが多い。実 際に習近平国家主席が毛沢東から多くのことを学んだとみてよかろう。しかしそれでも、 氏は瓜二つの毛沢東になろうとしているわけではないと思われる。

たとえば、「自分が傘をさしている『無法無天(中国語では、法と髪の毛の髪の発音が同じ)』の和尚だ」とのたとえに象徴された通り、毛沢東は名実ともに憲法を無視していた。これに対し、憲法改正をしなくても、二期を超える長期執政が可能であったにもかかわらず、習近平国家主席はあえて自らの長期執政に憲法のお墨付きをいただこうとした。

また、国務院と最高裁判所、最高検察所と並ぶ機関として国家監察委員会を設けたことによって、党規律を基準に進めてきた反腐敗キャンペーンを法の枠組みに取り入れることにも苦心した。名目だけであっても、習近平国家主席は憲法にそれなりのリスペクトを払っているわけである。

権力の一極化に成功したにもかかわらず、習近平国家主席はなぜ法にこだわるのか。共産党トップとしての肩書きでは世界のリーダになることが異質にみえるため、国家元首たる国家主席のポストが必要だという説がある。むろん、それが理由の一つになっている可能性は高い。しかし、それだけでは国家監察委員会の新設や共産党の支配を憲法の第一条に盛り込んだ他の改正の動機を説明することができない。

すると、その動機をどう考えればよいのか。共産党と国家の一体化を憲法の枠組みに取り入れ、憲法をテコに「党国(party state)」体制を強化するともに形式的な法治国家の枠組みを作り上げることによって、中国が法治国家であることを内外にアピールしたいことではないかと推測される。

形式的法治主義のもとで、警察国家に向けての流れが一層加速するリスクはもちろんある。しかしその一方、法治という名の下での権力集中が民主化に向けての変革の芽をはらみ、そして、何かを契機に中国が一気に実質的な法治国家に向けて動き出す可能性もある。もっとも、その変革の芽をつかむのは習近平国家主席である可能性もあれば、別のリーダの可能性もある。果たしてどうなるのであろうか。中国からますます目が離せなくなってきた。